

大磯町立福祉センターの指定管理者候補者の選定結果

1 選定結果

(1) 候補者等

ア 候補者

社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会（得点：430点／600点）

イ 次点候補者

該当なし

(2) 選定評価表

別添のとおり

2 選定方法等

(1) 選定基準

指定管理者候補者の選定に当たっては、審査基準に基づいて審査を行い、総合的に判断した。

(2) 選定主体

令和7年度第1回大磯町指定管理者候補者選定等委員会（令和7年10月21日開催）

委員氏名	役職等
鈴木 一男	副町長／委員長
植地 直子	町民福祉部長
宮代 秀一	大磯町区長連絡協議会
末田 千恵	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 講師
菅原 康治	税理士
宮崎 晃子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉部長

(3) 選定方法

令和7年度第1回大磯町指定管理者候補者選定等委員会において、書類、委員（税理士）による講評、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき各委員が採点を行い、次に掲げる選定基準により指定管理者候補者を選定した。

第1基準	各委員の採点において、得点（最終）を配点の7割（＝70点）以上とした委員が出席委員（議長を含む。）の過半数（例：6人出席⇒4人以上）であり、かつ、各委員の得点（最終）を合計した総得点が配点合計の7割（例：6人出席⇒420点）以上であること。
第2基準	第1基準を満たした申請者のうち、各委員の得点（最終）を合計した総得点が最も高いものを指定管理者候補者として選定する。

※ 第2基準において、総得点が同点の場合は、委員会規則第6条の規定により、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 申請者が1者の場合でもこの選定基準により選定する。

3 参考

(1) 対象施設

ア 名称・所在地

大磯町立福祉センター（大磯町大磯1352番地の1）

イ 設置目的

高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ、福祉の増進と福祉活動の育成発展を図ることを目的に設置。

(2) 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 募集・申請状況

ア 募集要項等の配布

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

イ 質問受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

ウ 質問回答期間

令和7年9月18日（木）から令和7年9月30日（火）まで

エ 申請書提出期間

令和7年9月25日（木）から令和7年9月30日（火）まで

オ 申請者（申請順）

- ・ 社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会
（中郡大磯町大磯1352番地の1）

■ 大磯町立福祉センター 指定管理者候補者選定評価表

				社会福祉法人大磯町社会福祉協議会			
				配点合計	得点合計	得点平均	
					/600点	/100点	
評価項目（共通）			（配点30点）	配点			
1	管理運営に関する事項			10	60	45	7.5
	(1)	施設維持管理について		5	30	23	3.8
		- 維持管理についての基本的な考え方が適正か。 - 個別業務ごとの維持管理計画が適正か。					
	(2)	施設管理運営について		5	30	22	3.7
- 収支計画が適切か。 - 効率的な運営が工夫されているか。 - 管理運営費が適正か。 - 当該施設の設置目的、趣旨及び管理運営の内容を理解しているか。 - 当該施設の管理運営に対する意欲及び熱意はあるか。 - 当該施設の機能を最大限発揮できるか。							
2	サービス・利用者への対応に関する事項			10	60	46	7.7
		- サービス向上に取り組む姿勢があるか。 - 利用の平等性及び公平性が確保できるか。 - 利用者の意見及び要望を聴取し、把握する方法を備えているか。 - トラブル・苦情処理に適切に対応できるか。					
3	経営能力等に関する事項			10	60	42	7
	(1)	団体の能力について		5	30	20	3.3
		- 法人等の財政状況の健全性及び安定性が確保されているか。 - 同様な施設の管理運営に関する十分な実績があるか。 - 適切な職員数を配置できる体制を備えているか。 - 業務に関して専門知識を有する職員が在籍しているか。					
	(2)	管理体制について		5	30	22	3.7
- 職員の研修体制の内容が適切か。 - 日常の警備、事故防止及び防災に関する対策が適切か。 - 緊急時の連絡体制、役割分担等の取決めが適切か。 - 情報公開及び個人情報保護に関する制度を理解しているか。							
評価項目（財政貢献）			（配点10点）	配点			
4	町財政への貢献に関する事項			10	60	46	7.7
		指定管理料の縮減により、町財政への貢献が図られているか。					
評価項目（個別）			（配点50点）	配点			
5	大磯町立福祉センターに関する事項			50	300	211	35.2
	(1)	地域福祉の増進に繋がる自主事業を実施し、将来的にその効果が期待できるか。		10	60	42	7
	(2)	高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ福祉の増進を図る提案がなされているか。		10	60	42	7
	(3)	事業計画の内容が、福祉活動の発展育成を図るための施設としての福祉センターの役割を適切に行えるものであるか。		10	60	44	7.3
	(4)	送迎や食事、入浴などのサービスの利用者への提供に当たって十分な配慮がされた提案がされているか。		5	30	25	4.2
	(5)	地域の関係団体との連携した事業を実施し、将来的にその効果が期待できるか。		5	30	22	3.7
	(6)	業務計画には最終年度に向けての継続的・発展的な計画が示されているか。		10	60	36	6
評価項目（総合的所見）			（配点10点）	配点			
6	総合的所見			10	60	40	6.7
	(1)	総合的に見て魅力ある提案となっているか。					
合計				100	600	430	71.7